

市民委員会資料 ①

1 平成 26 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第 98 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- (3) 議案第 99 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- (4) 議案第 100 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
- (6) 議案第 102 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例に対するパブリックコメント
実施結果について

資料 2 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について（概要）

資料 3 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

参考資料 1 パブリックコメント手続資料

参考資料 2

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について…P1
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について ……………P3
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について……………P5
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について……………P7

市民・こども局こども本部

（平成 26 年 8 月 27 日）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例に対する
パブリックコメント実施結果について

1 概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について
意見の募集期間	平成26年6月19日（木）～平成26年7月18日（金）
意見募集した条例案	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」 ・「(仮称) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」 ・「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」 ・「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 <p style="text-align: center;">※条例の一部改正</p>
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより6/21号、川崎市ホームページ、情報プラザ、市民館、各区役所（市政資料コーナー）、各児童福祉施設へのチラシ掲示、事業者・施設長（認定こども園・幼稚園・保育所・認可外保育施設）への説明会及び意見書配布
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー） 市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当、市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課

3 パブリックコメントの手続きで寄せられた意見について（内訳）

意見提出数（意見件数）	65通（248件）
内訳	
電子メール	29通（111件）
FAX	34通（133件）
郵送	1通（2件）
直接	1通（2件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、基準の趣旨に沿った御意見のほか、質問・要望等について御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、条例(案)の趣旨に沿った意見や、施策の展開の参考とすべき御意見であったことから、今後の事業推進に生かすものとし、案のとおり条例制定の手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が条例で制定する基準に沿った意見であるもの
- C 御意見の趣旨を、今後の施策の展開の参考とさせていただくもの
- D 条例で制定する基準や施策に対する要望の意見であり、提案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
子ども・子育て支援新制度全般に関する こと	85	0	0	0	15	70
基準条例に関する こと	95	0	10	63	22	0
基準条例全般に関する こと	63	0	2	51	10	0
「(仮称)川崎市幼保連携型認定こ ども園の学級の編制、職員、設備 及び運営の基準に関する条例」に 関すること	11	0	1	10	0	0
「(仮称)川崎市家庭的保育事業等 の設備及び運営の基準に関する条 例」に関する こと	20	0	7	2	11	0
「(仮称)川崎市特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業の運営 の基準に関する条例」に関する こと	0	0	0	0	0	0
「川崎市児童福祉施設の設備及び 運営の基準に関する条例」に関す ること	1	0	0	0	1	0
その他の意見等	68	0	0	0	9	59
合 計	248	0	10	63	46	129

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（１）子ども・子育て支援新制度全般に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	育児休業中の継続利用について、利用可能期間の短縮を検討していると聞いたが反対である。(計1件)	利用可能期間につきましては、現行通りの扱いを基本として定める予定です。	D
2	現在認可外保育施設として運営している施設が、新制度では小規模保育等認可施設に移行することから、転園希望の取扱いに配慮してほしい。(計1件)	現在、川崎認定保育園等の認可外保育施設として運営し、新制度の小規模保育に移行する施設については、その利用者の皆様の対応を検討しているところです。その扱いに関しては決定次第、対象となる施設を利用している方にお知らせしてまいります。	D
3	育児休業中にいったん退園となると、子ども同士の関係性も一旦絶たれてしまう。初めから手続きとなると大変。(計1件)	子ども・子育て支援新制度においては、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が「保育を必要とする」事由として明文化されました。それを受け、本市としても、この事由を適用する方向で検討を進めているところです。	D
4	利用調整の際に、児童の発達状況や特性、保護者の要望を十分に把握してほしい。単なる人数調整ではなく、保育園の規模や実情を鑑みた調整を希望する。(計1件)	保育所等の利用相談に際しましては、各保育施設の特徴等を丁寧に説明し保護者の施設の選択を支援し、利用調整に際しましては、保護者の希望を踏まえ、調整してまいります。	D
5	保護者と施設との直接契約になるとのことだが、保育所の広域利用については現行どおりとなるのか不明である。また、利用を断られた場合などは、別の施設を紹介してもらえるのか。(2件)	広域利用については、現行の取り扱いを前提とし、保育認定については、当面の間は市町村が利用調整をすることとされていますので、区役所等の窓口でご相談ください。	D
6	保護者と施設との契約内容や詳細について、具体的な検討を行うべきではないか。(計1件)	施設と利用者との間で締結すべき契約に必要な事項等は、本市においても今後検討し、手引き等でお知らせしていきたいと考えているところです。	D
7	利用調整のプロセスはどのようになるのか。複数施設に直接出向いて申込みをするのか。(計1件)	保育認定については、当面の間は市町村が利用調整をすることとされていますので、区役所等の窓口で申請ください。	D
8	親の勤務状況に応じて保育時間が変動するのは、児童・施設双方にとって障害になる。再検討願いたい。(計2件)	保育短時間認定の時間設定については、各施設が定める予定ですが、本市としても保育に影響の出ないよう、一定の時間帯の目安を設定する予定です。	D
9	新制度によって、利用調整基準等が悪くなることのないようにしていただきたい。(計1件)	本市の利用調整基準につきましては、国から示された新たな優先利用項目を追加するとともに、これまでに市民の皆様からいただいた御意見も踏まえ、必要な見直しを実施してまいります。	D

10	小規模施設や認可基準を満たさない施設を増やすのではなく、認可保育所を増やしてほしい。(計3件)	家庭的保育事業等は、3歳未満のお子さんを家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育の提供を目指すものでございます。一方、0歳から就学前のお子さんを保育する認可保育所の整備も行ってまいりますので、保護者の選択により利用していただきたいと考えています。	D
11	3歳未満の保育所を増やすとあるが、子どもによっては3歳での転園が大きな心理的負担となる場合もある。0～5歳児まで利用できる保育所を増やしてほしい。(計1件)		D
12	利用者負担を可能な限り早期に提示すること及び意見募集の場を設けることを要望する。また、現行制度以上の負担とならないよう、利用者・関係者に十分なヒアリングをしたうえで制度を検討してほしい。(計17件)	利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として市町村が設定します。 本市における具体的な利用料(保育料)については、検討の上、お知らせしたいと考えております。	E
13	現状の保育士や幼稚園教諭に対する処遇は不適切。また、消費税が増税される中、国の示す3%の処遇改善だけでは不十分である。更なる処遇改善により、子どもたちを預ける現場を豊かなものにしていくことを期待する。(計1件)	保育士や幼稚園教諭の処遇改善については、本市の公定価格の設定作業の中で、併せて検討してまいります。	E
14	障害児や生活保護世帯等の受け入れについて施設に十分な補助金を出し、人件費のかかる子どもや低所得者層が排除されることのないよう配慮してほしい。(計3件)	障害児保育の充実については、公定価格に関連して検討してまいります。なお、新制度において、低所得者が排除されるということはありません。	E
15	現行どおり、給食費の実費負担や上乗せ徴収はせず、必要な経費は予算化してほしい。(計11件)	新制度では、保育料は国が定める水準を上限として本市が今後設定してまいります。市が定める保育料に加えて、使途や金額等を明示の上、施設が上乗せ徴収することが認められています。	E
16	保育所を運営する法人の金銭的負担を増やさないでください。(計2件)	保育所の運営費については、消費税の引上げに伴い、質の改善が図られることとなっており、運営法人の金銭的負担が増えるようなことは想定されておりません。	E
17	延長保育料について、現行基準又は人数に応じて見直した基準を条例に盛り込んでほしい。(計2件)	子ども・子育て支援新制度に伴い延長保育事業について見直しを検討しております。補助事業の位置づけですので、現行通り要綱で定め実施してまいります。	E
18	定員を充足していない場合でも十分な職員配置が可能となるよう必要な補助金制度を構築してほしい。(計1件)	運営費は、保育を提供した対価でございますので、利用児童数に応じた支弁が基本であると考えています。	E
19	保育料についてはなるべく現行どおりとしてほしい。変更するのであれば、現行よりも保護者負担を少なくしてほしい。(計3件)	利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として市町村が設定します。 本市における具体的な利用料(保育料)については、検討の上、お知らせしたいと考えております。	E

20	短時間認定の世帯が延長保育を利用した場合、標準時間認定の世帯よりも負担額が大きくなると聞いた。本当であるならば是正を求める。(計1件)	国基準保育料において、保育短時間認定の保育料は、保育標準時間認定の保育料よりも1.7%安く設定されており、本市においても検討を進めているところです。保育短時間認定の場合の一日の利用上限は8時間であり、それを超える部分においては延長料金がかかる考え方です。保育の必要量については、世帯の就労状況をしっかりと反映した認定をしております。	E
21	国の公定価格の設定に併せ、公定価格と市単補助の合算が現行制度から10%加算されるようお願いしたい。(計6件)	国の公定価格の設定においては、消費税が10%に引上げられ、平成29年度に消費税増収額が満年度化した段階で、約10%の運営費の充実が図られるとされています。また、その内訳中には、現行、補助事業として行われている開所時間延長促進事業や保育士等処遇改善臨時特例事業などへの財源の移行も見込まれているため、国の公定価格と他の補助事業の合算が単純に10%増となるものではありません。	E
22	小規模保育事業について、調理員の雇用(常勤又は2名の非常勤)、賃借料、11時間開所に対する加算をお願いしたい。(計1件)	小規模保育事業の公定価格に対する市の考え方については、平成27年度予算編成の中で検討してまいりたいと考えています。	E
23	延長保育については現行制度を継続するのか。継続する場合、延長保育時間についても現行どおりとしてもらいたい。また、条例に延長保育の記載を追記してほしい。(計2件)	本市においても、延長保育事業は引き続き行っていく予定です。また、施設ごとの開所時間を現状よりも短くしていく想定はありません。なお、延長保育事業については、条例ではなく、現行どおり要綱により実施してまいります。	E
24	今後追加される条例や条例に含まれない制度についても、HPに資料を掲載するだけでなく、説明会等を開催してほしい。(計1件)	今後制定する条例や条例に含まれない制度についても、HPに資料を掲載するだけでなく、各々の機会を通じて利用者や事業者の方に向けて説明してまいります。	E
25	現在は、「子ども・子育て会議」において試行錯誤しながら新制度の設計を行っている段階だが、現場の声を施策に反映することが不可欠と考える。より多く、意見を具申する場を設けていただきたい。(計6件)	今後においても、適宜説明会等により、利用者・事業者の方への制度に関する情報の発信と共有を図るとともに、さらなる御意見をいただく機会を設けてまいります。	E
26	現に認可を受けていて、みなし確認を受ける際に面積基準が国の基準をクリアしていない場合には、みなし確認できないことがあるか。(計1件)	現行の認可施設については、現行の認可基準を満たしていることから、新制度への移行に向けたみなし確認ができないという事態は想定しておりません。	E
27	給付制度を受ける幼稚園、保育園、認定こども園の事業者に対して、同時に説明会を行っていただきたい。各施設類型の変更点・問題点等、監査も含めた合同説明会が必要と思われる。(計1件)	各施設類型の変更点等については、異なる種類の施設・事業に対しても、必要に応じて説明会等で御説明しているところです。	E

28	幼稚園と保育園の利用者のニーズは異なる。統一する困難だし必要もない。子どもに余計な負担を背負わせることになると思う。(計4件)	認定こども園は、幼稚園と保育所の特長を併せ持つ施設であり、質の高い学校教育・保育を総合的に提供することができることから、必要性は高いものと考えております。	E
29	利用者、関係者への説明や賛同が得られるような背景が整っていないのではないかと。無理に施行に踏み切るのではなく、準備態勢を取ってから進めていただきたい。(計2件)	平成27年度からスタートする新制度への円滑な移行に向け、今後とも準備作業を進めるとともに、利用者・事業者の方々に対しても十分な説明と情報の発信を行ってまいります。	E
30	新制度について、変更点等をわかりやすくまとめた資料等を作成してほしい。(計1件)	本市では、新制度の概要や現行制度との変更点等をまとめたリーフレット「子ども・子育て支援新制度がはじまります！」を作成し、各区役所等で配布するとともに、市ホームページでも御覧になれるようにしております。	E
31	共働き世帯への対応だけのために7,000億円もの公費を投入することに違和感を覚える。こども園の創設により、幼稚園への補助金が減り、存在が危ぶまれるのではないかと不安である。(計1件)	子ども・子育て支援新制度は、保育の必要性の有無にかかわらず、全ての子どもに対しての制度であり、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度となっております。	E
32	新制度に移行する施設、しない施設の両方に平等に給付や支援を提供する必要があると考える。(計1件)	新制度に移行しない施設には、従来どおりの補助金が継続され、新制度に移行した園とともに、幼児教育の質の改善を目指していこうという考えは変わりません。	E
33	新制度では、保護者が子どもとのかかわりを少なくすることのメリットが強調されていると感じる。(計1件)	新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としています。	E
34	小規模保育事業は、地域の子育て支援のため、悩み・相談の受入れ、施設の開放、一時保育等、地域の子育て世帯への柔軟な対応を行える事業としてほしい。(計1件)	小規模保育事業におきましても、その保育の特徴を生かし、多様なニーズへの対応を検討してまいります。	E

(2) 基準条例に関すること

ア 条例案全般に関すること

35	現行制度の保育時間を継続し、正規職員による時差勤務体制を維持してほしい。(計1件)	保育時間については、多様な就労実態や通勤事情等を踏まえ、保育の必要性が認定された時間について確実に保育を提供できるよう、条例で定めてまいります。	B
36	国の示す新制度を実現するには、資格の有無を基準に定めるだけでなく、保育士や幼稚園教諭の質の向上を図ることが必要。(計1件)	国においては、新制度でいう「量的拡充」と「質の改善」を実現するために、消費税率の引き上げによる増収分の一部が充てられるとされ、新制度による「質の改善」として、職員の処遇改善や研修体制の充実などについて示していることから、本市でも同様の対応をしてまいりたいと考えています。	B
37	現行制度の職員配置基準を維持又は向上したうえで、条例に盛り込んでほしい。また、看護師や栄養士等の配置基準も充実し、分業を徹底することで、保育士が余裕を持って保育に専念できるような体制を整備してほしい。(計36件)	この条例での基準は、最低基準を定めるものであり、最低基準を超えて設備及び運営の努めることは、国が定める基準にも示されております。保育士の配置についても、適正な職員配置ができるよう対応してまいりたいと考えております。	C
38	子ども・子育て支援新制度に対する川崎市としての方向性が明確にされていないことは、保育関係事業者にとって大きな不安材料である。児童虐待の問題や障害児の対策・対応なども踏まえて関係条例の制定をお願いしたい。(計7件)	本市といたしましても、子ども・子育て支援法で示されております子育て支援の内容及び水準が、「全ての子どもが健やかに成長するように、良質かつ適切なものでなければならない。」とされていることから、児童の健やかな育成の保障を目的として取り組んでまいりたいと考えております。	C
39	児童一人当たりの面積基準については、待機児童対策と既存施設の活用を考慮したものと思われるが、待機児童が解消された場合には改めて基準の検討をお願いしたい。(計7件)	児童一人当たりの面積基準については、新設・既存の別を問わず、より広い面積とすることが、保育環境の充実の観点からは好ましいことと考えられますので、待機児童が解消され、それが継続的な状況となった場合には、経過措置を解消する必要があると考えております。	C
40	有資格者による保育を行ってほしい。(計1件)	職員の資格及び配置については、国の基準に従うべき基準であり、本市におきましても施設・事業の類型ごとに国の基準を満たす基準を条例で定めてまいります。	C
41	条例案は保護者にとって不利益ばかりに思えるため、見直しを求める。(計1件)	条例で定める基準は、利用者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員による指導又は保育の提供により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的として定めるものです。	D

42	<p>新制度施行後は、利用者に対する重要事項説明が義務付けられると聞いている。それであれば、利用者の判断をもとに法人が自主的な改善に取り組んでいくというのが当然の流れだと思う。制度や規程で縛るやり方について再考いただきたい。(計1件)</p>	<p>新制度施行後においては、各保育所の開所日等について、運営規程等に明示をし、あらかじめ利用者等に対し、重要事項として説明をして、了解を得ることが必要となってまいります。したがって、各事業者は、利用者のニーズをよく把握し、条例の規定を踏まえながら、適切に開所日を設定することが必要となります。</p>	D
43	<p>上乗せ徴収に関する条文を削除してほしい。(計1件)</p>	<p>上乗せ徴収に関する事項は、従うべき基準であり削除することはできません。 上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p>	D
44	<p>保育所及び幼保連携型認定こども園については、現行制度の認可保育所と同等又はそれ以上の職員配置を検討いただきたい。特に、休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費などは、川崎市が職員雇用に力を入れている証であり、人材不足の解消にも繋がるものである。市独自の取組みとして条例に明記していただきたい。(計7件)</p>	<p>この条例での基準は、最低基準を定めるものであり、最低基準を超えて設備及び運営の努めることは、国が定める基準にも示されております。保育士の配置についても、子育て家庭の保育ニーズを踏まえ、適正な職員配置ができるよう対応してまいりたいと考えております。</p>	D

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に関すること

45	幼保連携型認定こども園の設備基準、職員配置基準について、各市町村において、国の示す基準よりも高い基準作りをお願いします。(計1件)	本市におきましては、設備基準として乳児室の面積基準、運営基準として開園時間をそれぞれ国基準よりも高い基準としております。	B
46	幼保連携型認定こども園について、乳幼児の特性を十分に鑑みた安全基準を作成していただきたい。(計1件)	この条例では、幼保連携認定こども園の設備及び運営に関する最低基準を定めていくものでございまして、基準の確保について運営指導や監査等を通してチェックしてまいります。	C
47	幼保連携型認定こども園の条例について、「明るくて衛生的な環境において・・・」という記述が物理的な環境についての一般論になっている。例えば「安心感を持ち、自分らしさを発揮できる環境において」「乳幼児期にふさわしい環境において」など、子ども園としての内容や意味ある環境を押さえた記述としてほしい。(計1件)	この条例は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する最低基準を定めるもので、基準の向上に常に努めてまいります。	C
48	幼保連携型認定こども園の条例について、「素養があり、かつ適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により・・・」という記述だが、保育・教育現場では訓練という文言に違和感がある。例えば「子どもの発達を理解し、愛情深く子どもに接することのできる保育者としての資質を備えた職員の指導により」などの記述としてほしい。(計1件)	御意見のとおり、子どもの発達を理解し、愛情深く接することのできる資質は、職員の要件として必要不可欠なものであると考えております。一方で、児童を指導するものとして、資質だけでなく、その資質をより向上させるための理論及び実践における訓練についても大変重要であることから、この度明文化しているものです。	C
49	幼保連携型認定こども園の基準にある「1日の開園時間は、原則11時間とする。」とは、従前から川崎市の民間保育所の基準として示されている「午前7時から午後6時まで」の認識でよろしいか。公定価格の中にはこの時間帯の費用が含まれているようだが、長時間開所のニーズには地域差がある。安全な保育が行われるよう、早朝、夕方の利用児童数によっては、保育士の配置とそれに見合った補助制度の構築を検討いただきたい。(計7件)	幼保連携型認定こども園の開園時間については、従前からの本市の民間保育所の開所時間である「午前7時から午後6時まで」を参考に、各地域における就労実態等を加味し、各施設において設定ができるようにすることを考えています。また、開所時間の始まりと終わりの保育士配置については、国の公定価格の保育標準時間単価の中で、従前の開所時間延長促進事業補助金に相当する分の経費の積算がなされており、十分な体制確保が行えるものと認識しています。	C

ウ 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること

50	家庭的保育事業については、保育者の質及び配置を確保し、子どもの安全な生活に配慮した基準としていただきたい。(計7件)	児童の安全・安心な保育を確保するため、本条例において、利用児童数に応じた家庭的保育補助者の配置を規定しているところでございます。また、家庭的保育者及び補助者の研修や連携施設等による日常的な運営支援の充実を図ってまいりたいと考えています。	B
51	地域型保育事業の連携施設の確保については、事業者同士で行うのは難しい部分がある。市の責任において必要な調整等を行っていただきたい。(計1件)	連携施設の確保に際しましては、市が調整を行ってまいりたいと考えています。	C
52	居宅訪問型保育事業について、医療的ケアが必要な児童に対しては、看護師資格保有者による対応が必要になると考える。公共性の高い組織(社会福祉法人、医師会、看護協会等)による実施と、川崎市による委託や補助と言った形での介入が必要である。(計1件)	医療的ケアが必要な児童に対する保育の提供は、より一層安全に配慮しなければならないものと考えています。今後、事業を実施していく中で、関係団体、専門家等の意見を踏まえ、安全性の確保について整理してまいります。	C
53	国の示す基準に上乘せすることは、待機児童解消という新制度の目的から外れるのではないか。耐震、有資格者の割合、給食提供について、国基準に従うか、経過措置等の柔軟な対応をし、一園でも多くの小規模保育事業者を認可することを希望する。(計9件)	国で規定する基準につきましては、下回ることでできない「従うべき基準」と市町村の独自性を鑑み別途基準を定めることができる「参酌すべき基準」がございませぬ。有資格者の割合、給食提供はいずれも「従うべき基準」と規定されています。なお、耐震基準につきましては、本条例での規定はありませんが、児童の安全を確保する観点から、建物は新耐震基準を満たすべきものと考えます。	D
54	ビルやマンションの一室での保育については、屋外環境の確保(安心・安全)の確保が必要。川崎市独自の基準の検討などをお願いしたい。(計1件)	小規模な保育施設は、専用の園庭の確保が困難な状況がありますが、園外保育に際しましては、市として留意すべき事項を具体的に示し、児童の安全確保に万全を期すよう指導しているところでございませぬ。	D
55	地域型保育事業の連携施設については、川崎認定保育園など柔軟な受入れ先の検討をすべき。(計1件)	連携施設の設定については、国において、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所に限るとされていませぬので、川崎認定保育園等の自治体独自の認可外保育施設を連携施設と設定することは困難と考えます。	D

エ 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること

56	<p>保育所の開園日について、他都市では実施していない内容を「都市部に共通の通勤事情などを踏まえる」として定める理由が不明確である。従来は独自に休園日を設定することが認められていたのに、地域性を無視して、事前の協議もなく、新制度に便乗する形で条例を変えるのは道理が違うのではないか。(計1件)</p>	<p>保育所の開所日については、市内の多様な就労実態に配慮し、現行の運用上の日曜、国民の祝日、年末年始を除く日を、原則として定めることとしたものです。したがって、一切の休園日を認めないものではなく、各保育所において、利用者の就労実態をよく把握し、原則の取扱いを前提に開所日を設定することとなります。</p>	D
----	--	---	---

(3) その他の意見等

57	日々の保育について、集団としてそろった活動ができるよう配慮してほしい。(計1件)	保育所における保育内容は、保育所保育指針に基づいてそれぞれの園で決定し、集団としての活動も含めた保育の提供を行っております。	D
58	病児保育施設の拡充を求める。(計2件)	病児・病後児保育につきましては、各区1か所の整備を目指し、事業の拡充に取り組んでまいります。	D
59	宮前区に0歳から受入れの保育所を増やしてほしい。(計1件)	育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請数の増加に対応するため、1歳児からの定員設定の認可保育所の整備も進めてまいりました。今後も、0歳から2歳児を中心とした保育ニーズへの適切な対応や、子育て家庭の多様化する保育ニーズへの柔軟な対応のため、認可保育所と認可外保育施設とのバランスをとりながら整備を進めてまいります。	D
60	日曜日・祝日の保育の場所を増やしてほしい。現在さぎ沼なごみ保育園に何度か申し込んでいるが、1回も利用できていない。19時以降も必要(計1件)	休日保育については、現在、市内6か所で事業を実施しておりますが、新制度の施行に伴い、休日保育の給付化が図られることから、対象施設の拡大や定員増などについて検討してまいります。	D
61	東有馬周辺に支援センターを増やしてほしい。(計2件)	地域子育て支援センター事業につきましては、現在、市内53か所で実施しておりますが、今後につきましても、効率的・効果的な事業の充実に向けて検討を行ってまいります。	D
62	鷺沼周辺に一時保育実施施設を増やしてほしい。(計1件)	一時保育については、利用ニーズが高まってきており、各地域の実態を踏まえながら、実施箇所の拡大について検討してまいります。	D
63	無責任な団体が保育所運営に関わることがないよう、今後も市が責任を持って事業者の選定及び管理を行ってほしい。(計1件)	認可保育所の設置・運営法人の募集・選考や認可等の際に、法人の財務状況を分析するとともに、認可後も継続して指導・監査を実施しています。	D
64	11時間開所について条例に明記されるということは、開所時間延長促進費がなくなるということか。十分な職員体制の確保と、子どもたちが安心して保育を受けられる体制作りをお約束いただきたい。(計1件)	11時間開所のための人件費補助である開所時間延長促進事業補助金については、今回、国の公定価格の改善により、保育標準時間単価の積算の中に組み込まれる予定となっております。したがって、開所時間延長促進事業補助金はなくなる予定ですが、それに相当する職員体制確保のための経費については、引き続き公的助成の対象となります。	E

65	各施設及び利用者から、確実な制度理解が得られるよう、十分な説明機会を設けることを要望する。(計20件)	本市ではこれまで、国の子ども・子育て会議等での検討状況等を踏まえながら、設備・運営等の条例、利用調整基準、利用手続き等、制度の構築を行ってきたところです。 今後についても、検討内容を市民向けの説明会や市ホームページ、リーフレット(現在配布中)、市政だより等を通じて、さらなる制度の周知を図ります。	E
66	未来を担う子どもたちのために予算を使ってほしい。(計2件)	子ども・子育て支援新制度は、子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としていることから、消費税の増収分を効果的に活用して取組を進めてまいります。	E
67	新制度に関する説明会を土日開催するなど、働いている親への配慮をしてほしい。また、資料を配布してほしい。(計14件)	7月に開催の説明会は平日の開催でしたが、9月下旬から10月上旬に開催する「幼稚園・保育所等の利用手続きに関する市民向け説明会」については、土日及び平日夜間の開催も予定しております。また、説明会資料については、各区役所等での配布や市ホームページでも御覧いただけます。	E
68	施設選択の際に参考とするために、制度に習熟したアドバイザーを区役所に設置してほしい。(計1件)	子ども・子育て支援新制度では、利用者に対して施設や事業選択のサポートを実施することとなり、本市においてもその準備を行ってまいります。	E
69	今でさえ脱退園が増えているのに、区保連、全市連は存続できるのか。民営化された園とも情報交換できる場がほしい。(計1件)	区保連、全市連は任意で活動されている団体であり、市が関与するものではありません。また、公営・民営問わず、保護者間の情報交換については任意のものと考えております。	E
70	保育の責任の所在を公的機関に明確に位置づけ、効率化のみを重視しない、子どものための制度にしてほしい。(計1件)	子ども・子育て支援新制度は、子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。	E
71	認定こども園を拡充する方向性に疑問。本当に保育が必要な人の受け皿が減るだけだと感じる。(計3件)	認定こども園は、就学前児童に幼児教育と保育を一体的に提供する施設であり、保育が必要な人の受け皿が減るようなことはないものと考えております。	E
72	市のファミリーサポートが行き届いていないと感じる。保育園で保育できない際のフォロー体制をどのように整えていくのか。(計1件)	多様化する保育ニーズに応えられるよう、延長保育の実施や休日保育の拡大等について今後とも検討してまいります。	E
73	今後も保育士の需要が見込まれるので、潜在保育士の掘り起こしや就職あっ旋等の施策を求める。(計1件)	保育士の確保対策につきましては、喫緊の課題であると考えておりましたが、今後につきましても、県、横浜市と連携しながら確保策の充実に取り組んでまいります。	E

74	<p>民営化による営利企業の参入を危惧している。せめて公営と民営の割合を半分にするなど、利用者が選択できるようにしてほしい。また、民営化の場合にも公立の保育士を半分以上残す等の配慮をしてほしい。(計3件)</p>	<p>認可保育所の運営は、保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、保育の質を低下させないことを大前提に民間によるものを基本としており、これに基づき、民間による新設保育所の整備や公立保育所の民営化を進めています。</p> <p>また、民営化の手法のひとつである建替え民営化では、運営法人の応募条件として社会福祉法人、公益財団法人等の非営利目的の法人であることを挙げています。</p> <p>公立保育所を民営化すると、現在の職員は他の公立保育所に異動となり、新たに運営法人の職員に全員かわりますが、法人決定後から、園長予定者を中心に行事内容の把握をしていただくとともに、民営化前の6か月間は、園長予定者以下、主任保育士、各年齢別クラスに1人ずつの保育士を配置し、共同(引継ぎ)保育を行います。</p>	E
75	<p>公立保育園の今後のあり方を検討いただきたい。(計7件)</p>	<p>公立保育園は「第2期川崎市基本計画」で掲げた、「子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき」の実現に向けた大きな一歩となることを目指し、平成24年9月に「新たな公立保育所」のあり方基本方針を策定しました。このあり方の中では、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民人材育成」の3つの機能強化を柱とした取り組みについて、平成25年度の2区でのモデル実施を経て、平成26年度からは全市で展開しているところです。</p>	E
76	<p>今後、保護者が児童の教育、保育の場を考えるときに、子どもの成長や性格、環境等ではなく、保護者にとって都合のよい条件を目当てに施設・事業者を選ぶような状況が増えることを懸念する。(計1件)</p>	<p>保護者の皆様によりよい選択をしていただくよう、本市といたしましても情報提供をまいります。</p>	E
77	<p>幼稚園を選んでいる保護者は、保育所を選んでいる保護者に比べて経済的、時間的な余裕があるわけではなく、園の理念や運営方針、子どもとの相性を最優先に考えている。こういった施設にこそ多くの給付や支援をし、新制度とは異なる形の保育、教育、園外活動などが充実されることで、子どもの学力、体力、精神力の向上に大きく役立つのではないか。(計1件)</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園につきましては、県から経常費等について補助を行うほか、通園される方の保護者に対して市から就園奨励費補助金を交付して支援を行ってまいります。</p>	E
78	<p>正規雇用の保育士を充実させてほしい。派遣は子どもを育て教育する場にふさわしくない。(計1件)</p>	<p>職員の処遇改善等については、新制度での「質の改善」の観点からも、職員の定着・確保を図るためにも、さらなる検討が必要なことから、本市の公定価格の設定作業の中で、併せて検討してまいります。</p>	E
79	<p>古くからの社会福祉法人は個人の土地などを投げ打って法人格を取得しているが、現在の法人認可には土地の提供義務などはなく、市の補助により無償で土地を借り入れている現状がある。規程や制度を一律に設けていくのであれば、土地に対する賃借料等の新たな規定を設け、本当の意味で同等の制度にしていきたい。(計1件)</p>	<p>社会福祉法人の設立認可については、これまで、国の通知に基づき行ってきました。当該通知におきましても、社会的な要請や時代の変遷とともに、規制緩和が図られてきているところですが、その時点において定められた基準に従い実施しております。</p>	E

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について（概要）

1 経過

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、この3法に基づく具体的取組である「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が平成27年4月から開始されることとなった。これにより、自治体は、国が府省令で定める基準を踏まえ、新制度の施設・事業の設備及び運営の基準等について条例で定め、また、既存条例を整備することとされた。

2 制定する条例について

（1）新たに制定する条例

議案第 98号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

議案第 99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例

議案第100号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

（2）廃止する条例

議案第101号 川崎市保育の実施基準条例を廃止する条例

（3）一部改正する条例

議案第102号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 条例の内容について

国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、新たに制定する3条例については、原則として国の基準どおり条例を定めるものとする。また、廃止する条例及び一部を改正する条例については、子ども・子育て関連3法により根拠条文が削除され、あるいは所要の整備が必要になるため定めるものである。

◎本市の独自基準について

（1）居室の床面積－乳児室の面積について

- ・幼保連携型認定こども園の乳児室の面積は、3.3㎡に満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。（議案第98号関係）
- ・利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う事業所における乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上とする。（議案第99号関係）

（2）開園日・開所日、開園時間・開所時間について

- ・原則として、幼保連携型認定こども園における開園日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日とし、開園時間は1日につき11時間とする。（議案第98号関係）
- ・原則として、保育所、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型を行う事業所における開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日とし、開所時間は1日につき11時間とする。（議案第99号及び第102号関係）

（3）家庭的保育事業等の事業主体について

- ・小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う者は、法人である者とする。（議案第99号関係）

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(入所者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続</u>について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>	<p>(入所者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は<u>保育の実施</u>の解除、停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>
<p>(規程)</p> <p>第17条 <u>児童福祉施設(保育所を除く。以下この条において同じ。)</u>の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。</p> <p>2 <u>保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>提供する保育の内容</u></p> <p>(3) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(4) <u>保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p>(5) <u>保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6) <u>乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> <p>(10) <u>虐待等の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) <u>その他保育所の運営に関する重要事項</u></p>	<p>(規程)</p> <p>第17条 <u>児童福祉施設</u>の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。</p>
<p>(苦情への対応等)</p> <p>第20条</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p>	<p>(苦情への対応等)</p> <p>第20条</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は<u>保育の実施に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p>
<p>(設備の基準)</p> <p>第45条</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は第2号から第8号までの要件にそれぞれ該当するものでなければならない。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第45条</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は第2号から第8号までの要件にそれぞれ該当するものでなければならない。</p>

新

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(省略)		
3階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに <u>限る。</u> ） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 <u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに<u>限る。</u>）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに<u>限る。</u>）</u> 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

旧

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
(省略)		
3階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに <u>限る。</u> ） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<u>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 保育士 (2) 嘱託医 (3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 保育士 (2) 嘱託医 (3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>
<p>(開所日等)</p> <p>第48条 <u>保育所における開所日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。</u></p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>2 <u>保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。</u></p> <p>3 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>	<p>(保育時間)</p> <p>第48条</p> <p>保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>
<p>(業務の質の評価等)</p> <p>第51条 <u>保育所の設置者は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>(公正な選考)</p> <p>第51条 <u>就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</u></p>

新	旧												
<p>2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>													
<p>(利用料) 第52条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第13条第4項の規定による保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に当該保育所が児童に対して提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し、当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(利用料) 第52条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の規定による保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に当該保育所が児童に対して提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し、当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p>												
<p>附則</p> <p style="text-align: center;"><削る></p> <p style="text-align: center;"><削る></p>	<p>附則 (特例幼保連携保育所の特例)</p> <p>6 就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第45条第2項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1255 2101 1444"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場(特例幼保連携保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第45条第2項第2号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1661 2101 1881"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル
学級数	面積												
1学級	180平方メートル												
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル												
学級数	面積												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル												

新	旧
<p style="text-align: center;">< 削る ></p>	<p>8 <u>特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第47条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは、保育士とみなす。</u></p> <p>9 <u>前項の規定による市長の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。</u></p> <p>10 <u>前項の規定にかかわらず、第8項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。</u></p> <p>11 <u>第6項から前項までの規定は、就学前保育等推進法第3条第3項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第8項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>6 <u>4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p>12 <u>6人以上の乳児を入所させる保育所に係る第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p>
<p>附則</p> <p>この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p>	

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について —市民の皆様から意見を募集します—

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。

この新制度の実施に当たっては、国の府省令で定められた基準を踏まえ、地方自治体が条例で基準を定めることとなりました。

つきましては、市民の皆様からの御意見を次により募集します。

1 条例の制定時期

平成27年4月1日（予定）

2 制定する条例

（1）新たに制定する条例

- ア 「（仮称）川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- イ 「（仮称）川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
- ウ 「（仮称）川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

（2）一部を改正する条例

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

3 意見の募集期間

平成26年6月19日（木）から平成26年7月18日（金）まで

4 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 意見の締め切り

平成 26 年 7 月 18 日（金）（郵送は、当日必着）

ただし、持参の場合には、7 月 18 日（金）の 17 時 15 分までとします。

6 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎 2 階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

7 送付先・問い合わせ先

基準名	意見提出先・問い合わせ先
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課 電話：044(200)3179 F A X：044(200)3190
家庭的保育事業等の設備及び運営の基準	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課調整第 2 係 電話：044(200)3128 F A X：044(200)3933
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課調整第 1 係 電話：044(200)2662 F A X：044(200)3933
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について

1 これまでの経過と条例制定の趣旨

(1) 経過

平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、「子ども・子育て支援法」（以下「支援法」という。）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「認定こども園法」という。）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）が成立し、この3法に基づく取組み（以下「新制度」という。）が平成27年4月から開始されることとなりました。

これにより、自治体は、国が府省令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定め、また、既存条例を一部改正することとされました。

(2) 趣旨

新制度では、教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、「認可基準」を満たすとともに、新制度の給付対象となるための「運営に関する基準」を満たす必要があります。

新制度での新たな類型である幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等については、既存の認可基準がないため、この度「設備及び運営に関する基準」として新たに定める必要があります。

また、「運営に関する基準」についても、新制度での確認行為のため、新たに定める必要があります。

さらに、これらの基準との整合性を図る観点から、既存の児童福祉施設の認可基準についても条例の一部改正を行います。

《今回制定する条例（太枠で囲まれた基準）》

施設・事業の類型	認可		確認	
	認可主体	設備・運営基準（認可基準） ※施設・事業を行うために満たすべき基準	確認主体	運営基準 ※新制度上の給付対象となるために満たすべき基準
幼稚園	県	幼稚園設置基準	市	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
保育所	市	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
認定こども園	幼保連携型	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準		
	幼稚園型	認定こども園の認定の基準		
	保育所型			
	地方裁量型			
家庭的保育	市			
小規模保育				
居宅訪問型保育				
事業所内保育				

※幼稚園型認定こども園は幼稚園としての認可を、保育所型認定こども園は保育所としての認可を受けるとともに、県から認定こども園の認定を受ける。

2 制定する条例

(1) 新たに制定する条例

- ア 「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- イ 「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
- ウ 「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

(2) 一部を改正する条例

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

3 本市における条例制定の考え方

新制度を実施するにあたり、市町村は、国が定める基準を踏まえて条例等で基準を定めることとなっています。国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、地方自治体はこの基準にしたがって条例を定めるものとされています。

国が府省令で定める基準は、新制度における新たな基準であり、児童福祉行政の趣旨を反映した適切なものであるとの考えから、国の基準を踏襲することを基本方針とします。

しかし、「従うべき基準」については、国の基準より上回るべき本市の実情がある場合、「参酌すべき基準」については、国の基準より上回る又は緩和すべき本市の実情がある場合は、本市の独自基準を定めることとします。

また、条例制定にあたっては、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」との整合を図っていくものとします。

4 条例の制定又は一部改正する基準の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

幼保連携型認定こども園については、新制度における新たな施設類型として、都道府県、政令指定都市、中核市が認可することとなることから、認可基準である学級の編制、職員、設備及び運営の基準について、本市においても、認定こども園法第13条第1項に基づいて条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【園舎に備えるべき施設】 乳児室、ほふく室の面積 (従うべき基準)	<u>乳児室</u> 1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数 <u>ほふく室</u> 3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数	<u>乳児室又はほふく室</u> 3.3㎡×満2歳未満の園児の数	国の「従うべき基準」であるが、本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
【保育時間等】 開園日 開園時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○1年の開園日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開園時間は、原則11時間とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

家庭的保育事業等(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4類型)については、新制度における新たな事業類型として、市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について、本市においても児童福祉法第34条の16に基づいて条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【一般原則】 事業主体 (参酌すべき基準)	定めなし	家庭的保育事業者等(家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を除く)は、法人格を有するものとする。	安定的、継続的な運営を担保する観点から、国よりも高い基準を設ける。
【設備の基準】 定員20名以上の事業所内保育事業の乳児室、ほふく室の面積 (参酌すべき基準)	乳児室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>1.65㎡</u> ほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>3.3㎡</u>	乳児室又はほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>3.3㎡</u>	本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
【保育時間等】 小規模保育事業A型・B型の開所日 開所時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。ただし、C型については、職員配置の基準が家庭的保育事業と同じため、国基準どおりとする。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

新制度では、教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市町村は施設・事業者からの申請に基づいて、これらの施設・事業が給付の対象となることを確認することとされています。したがって、本市においても、支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づいて利用定員、運営及び特例給付に関する基準について条例で定めるものです。

ウ 独自基準を定めるもの

法の趣旨を鑑みて、本市独自の基準は特に定めず、国の基準どおりとします。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

ア 一部改正する条例名

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例改正の理由

保育所については、児童福祉施設であると同時に、新制度における特定教育・保育施設でもあり、また、幼保連携型認定こども園についても(1)の基準を定めるため、上記(1)(3)の基準との整合性を図る観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、条例の一部改正を行います。

ウ 改正に伴い本市独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【保育時間等】 開所日 開所時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○保育所の1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、基準を新たに設ける。

5 今後のスケジュール

- 平成26年9月 平成26年第3回川崎市議会定例会提出(予定)
- 平成26年10月 条例公布
- 平成27年4月1日 条例施行(予定)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について

1 条例制定の経過と趣旨

■認定こども園法の改正により、平成27年4月から新たな単一の学校および児童福祉施設を創設するにあたって、政令市が単一の認可・指導監督権を持つこととなったことから、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）第13条第1項に基づいて、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、認可基準条例を定めることとなった。

■現行制度と新制度における幼保連携型認定こども園の比較（抜粋）

	根拠法	認可権者	基準
現行の幼保連携型認定こども園	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】政令市市長 【認定こども園】都道府県知事	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準条例 【認定こども園】認定こども園の認定の基準
新たな幼保連携型認定こども園	認定こども園法	政令市市長	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（今回定める基準）

■国が定める基準において、「従うべき基準」と「参酌基準」は次のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○学級の編制、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数 ○保育室の床面積その他設備にあって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの ○運営に関する事項にあって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの	左記以外のもの

2 検討中の条例の概要

（1）総則

- この基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な養成または訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されるものを保障するものである。
- 市長は、子ども・子育て会議の意見を聴き、基準の向上に常に努めると同時に、それを幼保連携型認定こども園に勧告することができる。

（2）学級編制・職員

＜①学級編制／従うべき基準＞

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。（それ以外は学級編制を求めない。）
- 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 学級編成は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。

＜②職員配置基準（学級編制基準）／従うべき基準＞

- 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければならない。特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師による代替も可能である。
- 園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は以下の員数以上とする。ただし、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- 「員数」とは、副園長（幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者）、主幹保育教諭、指導保育教諭、（助）保育教諭、又は講師で園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいい、園児の区分ごとの合算した数とする。
- 園長が専任でない場合は、この表に定める員数を1人増加するものとする。

＜③調理員の配置／従うべき基準＞

- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

＜④その他の職員の配置／従うべき基準＞

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員は置くように努めることとする。

＜本市の対応策＞

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

（3）設備

＜①園舎及び園庭／従うべき基準＞

- 園舎及び園庭を備えなければならない。
- 園舎は2階建て以下を原則とする。特別の事情があるときは、3階建以上とすることができる。
- 保育室等の設置階については、
 - 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。
 - 満3歳未満の園児に係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、3階以上に設置可。
- 園舎の面積については、アとイの面積を合算した面積以上とする。

ア) 学級数に応じた面積

学級数	面積 (㎡)
1学級	180
2学級以上	320+100×(学級数-2)

イ) 満3歳未満の園児数に応じた居室面積

【国の基準】

居室	面積基準
乳児室	1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数

【本市の独自基準】

居室	面積基準
乳児室又はほふく室	3.3㎡×満2歳未満の園児数
保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数

■園庭の面積については、アとイを合算した面積以上とする。

ア) 満3歳以上の面積は、以下の学級数が園児数による面積のうちいずれか大きい面積以上とする。

学級数	面積 (㎡)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

または、3. 3㎡×満3歳以上の園児数

イ) 満2歳以上満3歳未満の園児数×3. 3㎡

■園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを前提とする。

＜②園舎に備えるべき設備／従うべき基準＞

■職員室、乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とする園児が在園する場合)、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。特別の事情があるときは、保育室と遊戯室および職員室と保健室はそれぞれ兼用可能。

■保育室(満3歳以上の園児について)は学級数を下回ってはならない。

＜③調理室等の設置／従うべき基準＞

■自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。

■外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

■ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。

＜④飲料水用設備等／従うべき基準＞

■飲料水設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

＜⑤その他の設備、園具及び教具／参酌すべき基準＞

■放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

■学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、乳児室の面積(それに基づく園舎の面積)については、「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、保育環境をより一層充実させる観点から、国の基準を上回る面積基準としているところであり、本条例についても児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、1人当たり3. 3㎡を基準とする。

(4) 運営

＜①教育週数・教育時間／従うべき基準＞

■毎学年の教育日数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはいけない。

■1日当たりの標準的な教育時間は、4時間を標準とする。

＜②保育時間等／参酌すべき基準＞

【国の基準】

■保育を必要とする子どもに該当する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。

【本市の独自基準】

上記に加えて、

■1年の開園日は、日曜・国民の祝日、年末年始を除いた日を原則とする。

■1日の開園時間は、原則11時間とする。

＜③子育て支援事業の内容／参酌すべき基準＞

■その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

■その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう、努めるものとする。

＜④幼保連携型認定こども園である掲示／参酌すべき基準＞

■建物又は敷地の見やすい場所に幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

＜⑤園児の教育に対する適合義務(学校教育法施行規則の準用)／従うべき基準＞

■園児が心身の状況により教育を受けることが困難な場合、その状況に適合するようにしなければならない。

＜⑥平等取扱い、⑦虐待・懲戒権限濫用の禁止、⑧秘密保持(以下、児童福祉施設の認可基準の準用)／従うべき基準＞

■基本的に保育所と同様とする。

＜⑨研修、⑩地域との交流及び連携、⑪保護者との連絡／参酌すべき基準＞

■基本的に保育所と同様とする。

＜⑫他の学校又は社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の準用／

参酌すべき基準(ただし書き以降は従うべき基準)＞

■幼保連携型認定こども園に他の学校や社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じその設備及び職員を兼ねることができる。ただし、園児の教育・保育に直接従事する職員については、兼ねられない。

＜⑬食事の提供／従うべき基準＞

■食事の提供については、変化に富んだ献立を、園児の健全な発育に必要な栄養量を含まないとならない。

■食事の提供方法については自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、以下の要件を満たす限り、外部搬入を可とする。

＜満3歳以上児に対する食事について外部搬入可とする要件＞

○食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。

○栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。

○調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

○幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に配慮することができること。

○食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

＜⑭施設及び設備の位置(幼稚園設置基準の準用)／従うべき基準＞

■幼保連携型認定こども園の位置は、教育上適切で、通園の際、安全な環境に定めなければならない。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、1年の開園日と1日の開園時間については、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を設けるものとする。

3 既存施設からの移行の特例について

＜①現行の幼保連携型認定こども園からの移行に係る特例／従うべき基準＞

■施行日から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置および設備については、なお従前の例によることができる。

＜②幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例／従うべき基準＞

■施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭に関して、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者とする。ことができる。

＜③既存の幼稚園から移行の場合の特例／従うべき基準＞

■保育室等の2階設置について、耐火建築物で、園児の退避上必要な設備を備えている場合は、設置可。

■園庭の面積について、幼稚園基準の面積基準(1学級330㎡等)と満2歳児の保育所面積基準(1人につき3. 3㎡)を満たしていれば、設置可とする。

＜④既存の保育所からの移行の場合の特例／従うべき基準＞

■保育室等の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。

■満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(1人につき3. 3㎡)以上である場合には、幼稚園面積基準(1学級330㎡等)を満たさなくてもよいものとする。

＜⑤建物及び附属設備の一体的設置の特例／従うべき基準＞

■「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、以下の要件を全て満たす場合には、建物及び附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可とする。

○教育・保育の適切な提供が可能であること。 ○移動時の安全が確保されていること。

○安全かつ日常的に利用できる場所であること。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について

1 条例制定の経過と趣旨

《①条例制定の経過と趣旨》

■子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（定員20名以上）の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を市町村による認可事業（家庭的保育事業等）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みの中で、利用ニーズにきめ細かく対応することとしている。

《②家庭的保育事業等の類型》

■家庭的保育事業等は児童福祉法により、次の4類型が位置づけられている。

類型	特徴
①家庭的保育事業	・定員5名以下（家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで実施）
②小規模保育事業	A型 ・定員6～19名（保育所分園に近い類型）
	B型 ・定員6～19名（保育従事者の基準の緩和）
	C型 ・定員6～10名（家庭的保育事業[グループ型]に近い類型）
③事業所内保育事業	・事業所の従業員の子ども（従業員枠）＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）から成り、地域枠部分が利用調整の対象 ・定員の定めはない ・地域枠の定員については、市町村が条例で定める数以上とする。
④居宅訪問型保育事業	・保育を必要とする子どもの居宅で実施（定員1人） ※障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児 保育所等が撤退した場合に継続利用を確保するための受け皿として対応 ひとり親家庭で夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応

《③設備及び運営基準条例の制定について》

■厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌し、小規模保育事業等の各類型の設備及び運営基準（＝最低基準）について市町村が条例を定めることとされている。

《④従うべき基準と参酌すべき基準》

■国の基準に基づき、緩和することができない従うべき基準と、市町村の独自性を鑑み別途基準を定めることが可能な参酌すべき基準がある。

主な従うべき基準	参酌すべき基準
○職員の配置、資格、員数 ○乳幼児の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの ・保育所等との連携（連携施設）・利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・秘密保持等 ・食事の提供 ・調理設備 ・保育の内容	左記以外のもの

2 検討中の条例の概要

（1）総則関係（省令の規定）

《①最低基準の目的・向上、一般原則など／参酌すべき基準》

■利用乳幼児の心身の健やかな育成を保障することを目的とし、常にその最低基準の向上に努める。
■利用乳幼児の人権へ配慮し人格を尊重する。
■地域社会との交流及び、利用乳幼児の保護者、地域社会に対する、運営内容を適切に説明する。
■自己評価の実施及び定期的な外部評価受審による改善を図る。
■構造設備は採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に考慮して設ける。

《②保育所等との連携／従うべき基準》

■家庭的保育事業等による保育の提供終了後の満3歳以上の児童に対し、保育所、幼稚園、認定こども園など連携施設を適切に確保し保育の継続性の確保を図る。
■連携施設による、集団保育の体験、相談助言に関する支援の実施及び必要に応じた代替保育を実施する。

（1）総則関係（省令の規定） つづき

《③非常災害／参酌すべき基準》

■軽便消火器等の消火用具、非常口等の設備の設置、非常災害に対する定期的な訓練を実施する。

《④家庭的保育事業者等の一般的要件及び知識及び技能の向上、研修の確保／参酌すべき基準》

■健全な心身を有し豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意があり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること。
■常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の習得、維持に努め研修の機会を確保する。

《⑤他の社会福祉施設との合築の場合の基準／参酌すべき基準》

■他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は施設及び職員の一部を兼ねることができる。（保育室及び保育に直接従事する職員の共用は禁止【従うべき基準】）

《⑥平等原則、虐待の禁止、懲戒権限の濫用禁止／従うべき基準》

■利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に係る費用負担による差別取り扱いの禁止
■利用乳幼児に対し、身体的、性的、ネグレクト、心理の各類型による虐待の禁止及びその他有害な影響を与える行為を禁止する。また福祉を逸脱した懲戒の禁止。

《⑦衛生管理／参酌すべき基準》

■使用する設備・食器、飲用水の衛生的な管理及び必要な措置の実施。感染症又は食中毒の発生しないよう、または、蔓延しないような必要な措置の実施。
■必要な医薬品その他の医療品の配備及び適正な管理の実施。職員の清潔保持及び健康状態の管理。

《⑧食事／従うべき基準》

■施設内調理の実施、変化に富み健全な発育に必要な栄養量を含むし、利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮するものとする。また、事前に献立を作成し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に努める。

《⑨食事の提供の特例／従うべき基準》

■食事を連携施設等から外部搬入する場合であっても、加熱、保存等の設備を備えるものとする。
■調理業務を委託する場合であっても、栄養士から献立等について栄養の観点から必要な配慮が行われること。また、その受託者は給食の趣旨を十分に認識し衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。利用乳幼児の年齢、発達、健康状態に応じた食事の提供。アレルギー、アトピー等の配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数、時期に適切に応じることができること。
■食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画に基づき食事を提供するよう努めること。

《⑩搬入施設／従うべき基準》

■外部搬入する場合の施設は、連携施設、当該事業者と同一または関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関とする。

《⑪健康診断／参酌すべき基準》

■利用乳幼児に対して、利用開始時を含め少なくとも年2回の健康診断を学校保健安全法に準じて実施すること。但し児童相談所等において事前に同様の健康診断が行われた場合は実施しないことができる。
■当該健康診断をした医師は、必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児記録表に記入するとともに、必要に応じて保育の提供又は措置を解除又は停止する等の必要な手続きをとることを勧告する。

《⑫内部規定／参酌すべき基準》

■運営について次に掲げる重要事項に関する規定を定めること。事業の目的、運営方針、保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、開所日及び開所時間、保育料以外の保護者負担金の種類及び金額、利用定員及びその区分、入園及び退園及び利用にあたっての留意事項、緊急時の対応、非常災害対策、虐待防止措置など

《⑬帳簿類／参酌すべき基準》

■職員、財産、収支、利用児童の処遇の状況に関する帳簿を整備する。

《⑭秘密保持／従うべき基準》

■職員は在職中、退職後も業務上知りえた乳幼児に関するまたは家族に関する秘密を漏らしてはならない。

《⑮苦情対応／参酌すべき基準》

■保育に対する苦情に迅速に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置を講ずること。また、市町村から、指導又は助言を受けた場合はそれらに従い必要な改善を行うこと。

本市の方針 総則関係

《①最低基準の目的・向上、一般原則などについて》

事業主体について、家庭的保育事業者等（家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を除く）は、法人格を有するものとする。これ以外の総則関係の規定については、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(2) 家庭的保育事業等の類型ごとの設備・人員等の基準（省令の規定）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	従/参	
		A型	B型	C型				
利用定員	3人以下 ただし、家庭的保育補助者を配置する場合は、5人以下【児童福祉法】	6人～19人【児童福祉法】	6人～10人※経過措置（5年間） 6人～15人【従う】	定員の定めなし 地域枠の定員については、市町村が条例で定める数以上とする。【参酌】	定めなし			
設備及び面積	居室	0・1歳 →乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/1人 2歳 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/1人 ※ただし、C型は3.3㎡以上/1人			<定員20名以上> 認可保育所と同じ ・0・1歳 →乳児室又はほふく室 乳児室1.65㎡以上/1人 ほふく室3.3㎡以上/1人 ・2歳 →保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人 <定員19名以下> 小規模保育事業と同じ	児童の居宅で保育	参酌	
	調理設備	調理設備を有し自園調理とする。 ※平成31年度末までの間に設置する旨の経過措置有			定員20名以上調理室 定員19名以下調理設備	※事業所に事業を運営するための区画を設けること。	従う	
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上			屋外遊戯場 満2歳以上1人あたり3.3㎡ ※付近の代替地でも可		参酌	
耐火基準等	一般の住宅のため、特に基準無し ※但し火災報知機及び消火器の設置、消火訓練、避難訓練の定期実施が必要	保育所に準じた基準(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、避難用階段等の設置、更に階層ごとに上乗せ基準有り)			保育所に準じた基準 ※小規模保育事業ABと同じ	—	参酌	
職員配置等	保育従事職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 更に1名追加配置	家庭的保育事業と同じ	<定員20名以上> 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育事業ABと同じ	0～2歳児 1:1	従う	
	資格要件	家庭的保育者 ※市町村の研修を修了した保育士等 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士 1/2以上	家庭的保育事業と同じ	<定員20名以上> 保育所と同様 <定員19名以下> 小規模保育事業ABと同じ	家庭的保育者	従う
	調理員	調理員 *保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可	調理員				—	従う
	嘱託医	※調理業務の全部委託、食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する場合は不要 ※平成31年度末までの間に設置する旨の経過措置有					—	従う
保育時間	1日8時間を原則とし、利用保護者の労働時間等を考慮し決定						参酌	

(3) 連携施設等

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	従/参
		A型	B型	C型			
連携施設	連携施設の設定が必要				連携施設の設定が必要 ※卒園後の受け皿の確保は地域枠のみ ※定員20人以上は、卒園後の受け皿のみの連携	一律には求めない。 *障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求める。 (その際の施設種別は市が指定)	従う
					※連携施設の確保が著しく困難で適切な支援ができると市町村が認めた場合は平成31年度末までの間、連携施設を確保しなくとも可		

- 連携施設
保育所、幼稚園、認定こども園
- 連携施設が担う役割
 - 保育内容の支援（給食に関する支援、園庭開放、合同保育、後方支援、行事への参加等）
 - 必要に応じて代替保育の提供（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等）
 - 小規模保育事業等の卒園後、引き続き当該児童を受け入れて、教育又は保育を提供
- 連携のあり方
小規模保育事業者と教育・保育施設の間で調整し、設定することを基本とする。
必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。
特に経費が必要となる場合や確実な履行が担保されるべき事項（給食の連携施設からの外部搬入、合同での嘱託医健診、卒園後の受け皿として連携施設に優先的な利用枠を設ける場合）は、協定書等の締結。
- 連携に関する情報公開
協定書等を締結した場合は、連携関係施設を明示する。（情報公開の対象事項）
- 経過措置を適用する場合、3歳以降、引き続き保育の利用を希望する保護者に対しては、市町村での利用調整において、優先度を上げること等の円滑継続利用に結びつけるための措置が必要となる。

本市の対応方針

- 《①利用定員について》
■小規模保育施設C型の経過措置、事業所内保育事業の地域枠の定員の設定については、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。
- 《②設備の基準について》
■居室については、定員20人以上の事業所内保育事業に限り、本市の認可保育所に準じて0・1歳児の乳児室又はほふく室を乳幼児1人につき3.3㎡以上とする。それ以外については、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。
- 《③耐火基準等について》
■法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。
- 《④職員配置等について》
■法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。
- 《⑤保育時間等について》
■保育時間については、国の基準に沿った基準とするが、本市独自の規定として、小規模保育事業A型・B型については、開所日及び開所時間については、本市の認可保育所に準じ規定する。（原則として開所日は日曜・祝日・年末年始を除く日とし、1日の開所時間を11時間とする。）ただし、C型については、職員配置の基準が家庭的保育事業と同じため、国基準どおりとする。
- 《⑥連携施設について》
■法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について

(※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所をいい、特定地域型保育事業とは、同じく確認を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業をいう。)

1 条例制定の経過と趣旨

＜①条例制定の経過と趣旨＞

■子ども・子育て支援新制度においては、保育所、幼稚園、家庭的保育事業等が、児童福祉法や学校教育法等に基づく認可等を受けていることを前提に、各施設又は事業の種類に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で確認を行って、給付を受けることとされている。

◇認可・確認のイメージ 各施設・事業 → **認可** → **確認** → 給付

■したがって、各施設・事業の設置者又は事業者は、

- ①児童福祉法や学校教育法等に基づく「認可基準等」を遵守することと、
- ②子ども・子育て支援法に基づく「運営基準」に従うことが求められることとなる。

■そして、この「運営基準」については、国が内閣府令で定める基準に従い、又は、参酌し、市町村が条例で定めることとされている。

＜②条例への委任方法＞

■内閣府令により、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とされている事項は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準で、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するもの <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意に関すること ・利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等に関すること ・あっせん、調整及び要請に対する協力に関すること ・特定教育・保育施設等との連携に関すること（地域型保育に限る） ・利用者負担額等の受領に関すること ・教育・保育の取扱方針に関すること ・子どもへの平等原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等に関すること ・事故発生の防止及び発生時の対応に関すること など 	左記以外の事項

2 検討中の条例の概要

（１）利用定員に関する基準（※利用定員：給付を受けるための確認制度上の定員<認可定員：従来からある認可制度上の定員）

＜①利用定員の数／従うべき基準＞

■施設又は事業（以下「施設等」という）は、その利用定員数を以下のとおりとする。

認定こども園及び保育所	幼稚園	家庭的保育事業	小規模保育事業A型・B型	小規模保育事業C型	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
20人以上	制限なし	1人以上 5人以下	6人以上 19人以下	6人以上10人以下 (ただし5年の間は15人以下)	制限なし	1人

＜②利用定員の設定区分／従うべき基準＞

■施設等は、施設の区分又は事業の種類に応じて、以下の区分ごとに利用定員を定めるものとする。

認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号、2号、3号（0歳、1・2歳）	1号	2号、3号（0歳、1・2歳）	3号（0歳、1・2歳）

＜本市の対応案＞

(※1号：教育標準時間認定、2号：満3歳以上・保育認定、3号：満3歳未満・保育認定)

◆利用定員に関する基準は、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

（２）運営に関する基準

＜①内容及び手続（重要事項）の説明及び同意／従うべき基準＞

■施設等は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類・名称・連携協力の概要（地域型保育に限る）、職員の勤務体制、利用者負担その他の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないこととする。

＜②正当な理由のない提供拒否の禁止等（応諾義務）／従うべき基準＞

■施設等は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないこととする。
 ■認定こども園又は幼稚園は、利用の申込みに係る1号子どもの数と現に利用している1号子どもの総数が、当該施設又は事業の1号子どもの利用定員の総数を超える場合においては、抽選、先着順、理念等に基づく選考その他公正な選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考しなければならないこととする。

＜③あっせん、調整及び要請に対する協力／従うべき基準＞

■施設等は、当該施設又は事業の利用について、市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないこととする。

＜④支給資格等の確認、⑤支給認定の申請に係る援助／参酌すべき基準＞

■施設等は、教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって、支給認定の有無、区分、有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。
 ■施設等は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

＜⑥心身の状況等の把握、⑦小学校等との連携、⑧教育・保育の提供の記録／参酌すべき基準＞

■施設等は、教育・保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
 ■施設等は、教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他の密接な連携に努めなければならない。
 ■施設等は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

＜⑨特定教育・保育施設等との連携（地域型保育に限る）／従うべき基準＞

■地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項（利用定員が20人以上の事業所内保育事業にあってはウのみ）に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。（ただし、5年の経過措置あり）

- ア) 地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- イ) 代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育）の提供
- ウ) 地域型保育の提供の終了に際して、当該子どもに係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

＜⑩利用者負担額等の受領／従うべき基準＞

■施設等（私立保育所は除く）は、教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
 ■施設等は、上記の支払を受ける額のほか、教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払（上乗せ徴収）を保護者から受けることができる。

(2) 運営に関する基準～つづき

＜⑩利用者負担額等の受領／従うべき基準～つづき＞

■施設等は、上記の支払を受ける額のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を保護者から受けることができる。

- ア) 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- イ) 教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- ウ) 食事の提供に要する費用（3号子どもの食事の提供に要する費用を除き、2号子どもについては主食の提供に係る費用に限る）
- エ) 施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- オ) 上記の他、施設又は事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

■施設等は、上記上乗せ徴収と実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由を書面で明らかにし、保護者に説明を行って、同意を得なければならない。

＜⑪給付費等の額に係る通知等／参酌すべき基準＞

■施設等は、法定代理受領により教育・保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費等の額を通知しなければならない。

＜⑫教育・保育の取扱方針／従うべき基準＞

■施設等は、その教育・保育の提供を、施設等の区分に応じて、以下の要領・指針に基づき、又は、準じて行うものとする。

幼保連携型 認定こども園	認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
幼保連携型認定 こども園教育・保育 要領に基づく	幼稚園教育要領及 び保育所保育指針 に基づき、 幼保連携型認定こ ども園教育・保育要 領を踏まえる	幼稚園教育要領に 基づく	保育所保育指針に 基づく	保育所保育指針に 準ずる

＜⑬教育・保育に関する評価等／参酌すべき基準＞

■施設等は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 ■施設等は、定期的に、施設等を利用する保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。

＜⑭相談及び援助、⑮緊急時等の対応、⑯保護者に関する市町村への通知／参酌すべき基準＞

■施設等は、常に、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
 ■施設等の職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
 ■施設等は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

＜⑰運営規程／参酌すべき基準＞

■施設等は、以下に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- ア) 施設・事業の目的及び運営の方針
- イ) 提供する教育・保育の内容
- ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容
- エ) 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日
- オ) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- カ) 子どもの区分ごとの利用定員
- キ) 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）
- ク) 緊急時等における対応方法
- ケ) 非常災害対策
- コ) 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ) その他施設・事業の運営に関する重要事項

＜⑱勤務体制の確保等、⑲定員の遵守、⑳揭示／参酌すべき基準＞

■施設等は、子どもに対し、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。
 ■施設等は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応や災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 ■施設等は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設又は事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

＜㉑平等原則、㉒虐待等の禁止、㉓懲戒に係る権限の濫用禁止、㉔秘密保持等／従うべき基準＞

■施設等においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
 ■施設等の職員は、子どもに対し、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 ■施設等の管理者は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
 ■施設等の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

＜㉕情報の提供等、㉖利益供与等の禁止／参酌すべき基準＞

■施設等は、施設等を利用しようとする保護者が、適切に施設等を選択できるように、当該施設等が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
 ■施設等は、利用者支援事業を行う者などに対し、当該施設等を紹介する対価として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

＜㉗苦情処理、㉘地域との連携等／参酌すべき基準＞

■施設等は、その提供した教育・保育に関する子ども又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 ■施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

＜㉙事故発生の防止及び発生時の対応／従うべき基準＞

■施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければならない。

- ア) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針の整備
- イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制の整備
- ウ) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施

■施設等は、子どもに対する教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

＜㉚会計の区分、㉛記録の整備／参酌すべき基準＞

■施設等は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
 ■施設等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

＜本市の対応案＞

◆運営に関する基準については、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(3) 特例給付費に関する基準

＜①特別利用保育、②特別利用教育、③特別利用地域型保育、④特定利用地域型保育の基準／従うべき基準＞

■施設等が特別利用保育等を提供する場合についても、本来の児童福祉施設、幼稚園又は地域型保育事業の認可・設置基準を遵守しなければならない。

＜本市の対応案＞

◆特例給付費に関する基準は、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

1 条例改正の経過と趣旨

<①条例改正の経過と趣旨>

■子ども・子育て支援新制度において、保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たすことに加え、特定教育・保育施設として、別に定める「運営に関する基準」を満たすことが求められることとなった。

また、幼保連携型認定こども園についても、別途、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定めることとなり、各基準は、内容的に相互に密接に関連しているため、規定の整理や整合等を図るため、条例の改正を行う。

■また、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会の取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直すとともに、「保育所における保健師又は看護師の配置特例の全国展開についての通知」に基づき、乳児を入所させる保育所における保育士配置要件の緩和の拡大を図るため、条例の改正を行う。(2(2)の下線部分)

■さらに、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、他の自治体の基準条例を参考に、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を新たに設けるため、条例の改正を行う。(2(2)の波線部分)

<②職員>

■幼保連携型認定こども園について、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」により、職員の数等の基準が規定されたこと等に伴い、所要の整備を図るものとする。

<③保育時間等>

■現在、原則8時間の保育時間のみが定められているが、保育所の開所日として、日曜・祝日・年末年始を除く日を原則とし、さらに、開所時間については、11時間を原則とする。

<④公正な選考>

■認定こども園である保育所等における入所児童の選考については、児童福祉法の改正により当面の間、市町村が行うこととなったため、本規定を削除するものとする。

<⑤業務の質の評価等>

■保育所について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、自己評価の実施義務と外部の者による評価の実施の努力義務が定められたことに伴い、規定の追加を行うものとする。

<⑥利用料>

■保育所及び認定こども園について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、上乗せ徴収に関する基準が規定されたことに伴い、本規定を削除するものとする。

<⑦特例幼保連携保育所の特例>

■既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合について、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」により、移行特例が規定されたことに伴い、本附則を削除するものとする。

<⑧乳児を入所させる保育所に係る保育士数算定の特例>

■乳児を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、これまで、乳児を6人以上入所させる保育所において認められていた、保健師又は看護師を1人に限って保育士と見なすことができる特例措置を、乳児を4人以上入所させる保育所においても認めるものとする。

<本市の対応案>

◆保育時間等の基準を除き、その他の基準については、新制度の施行に伴い、法改正や他の認可・運営基準との整理・整合を図るものであり、国の基準どおりとする。

◆保育時間等に関する基準については、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を新たに設けるものである。

2 検討中の改正条例の概要

(1) 総則関係

<①規程>

■保育所について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、運営規程を定めることとされたため、所要の整備を図るものとする。

<本市の対応案>

◆本基準の改正については、運営に関する基準との整合を図るものであり、国の基準どおりとする。

(2) 保育所に関する基準

<①設備の基準>

■保育室等が設けられている階が4階以上の場合に、避難用として設けられている必要がある施設又は設備として、屋外避難階段に加え、特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段と屋外傾斜路を認めるものとする。